

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	107	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1 現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	108	08.消防・防災・安全	一般市	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府<防災担当>)	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念される場所である。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊より近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じていることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	109	11_その他	一般市	伊豆市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項、第290条	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合⇒裾野市長泉町衛生施設組合)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(15)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(25)】 私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号ロ)による補助の認定時期を柔軟化するともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法59条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令2 &gt; 5【厚生労働省】 (28)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(平27内閣府、文部科学省、厚生労働省)を改正し、学校法人立の幼稚園型認定こども園における3歳以上の児童に係る障害児等支援については、令和3年度から、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号ロ)により一元的に行う。</p>	<p>・私学助成に係る対象児童の確認・判断時期、障害の有無の確認方法の柔軟化・明確化を行った。 ・令和3年度から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立の幼稚園型認定こども園の3～5歳について「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とするよう見直した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について(平成30年3月20日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省高等教育局私学助成課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【内閣府】子ども・子育て支援交付金の交付について(令和3年4月1日付け内閣総理大臣通知) 【内閣府・文科省・厚労省】「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の一部改正について(令和3年6月3日付け内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_107">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_107</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府】 (12)災害対策基本法(昭36法223) (ii)罹災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。 ・罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。  ・住家の被害の程度が半壊に至らない区分であっても、地方公共団体が独自に区分を設定することが可能であることを明確化するため、独自の区分を設定している地方公共団体の事例を平成29年度中に収集し、整理する。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。  6【金融庁(1)】【財務省(2)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>罹災証明書の交付に係る住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定等について、住家の被害認定基準運用指針等を改正した。</p>	<p>【内閣府】【金融庁】【財務省】『住家の被害認定基準運用指針』・『実施体制の手引き』の改定の概要(平成30年3月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_108">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_108</a></p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	110	02_農業・農地	施行時特例市	福井市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」第5 漁港施設用地等利用計画の変更	漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続きの際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更するには以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更をする場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされ目的外利用による漁港施設の有効活用のネックとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	111	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	広域地方計画においては、広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにならず、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考える。 *対流促進型国土・・・それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	—
H29	112	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西広域連合では、大阪湾港部会等を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としており、大阪湾広域防災協議会の目的と広域連合の取組が重複していることから、地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	113	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	114	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	115	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	116	07_産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	117	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	118	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、堺市	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	119	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	120	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	121	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条 等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—
H29	122	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	123	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	124	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	125	09_土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	126	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、堺市	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	127	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せべきである。	—
H29	128	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらぬ。加えて、同法により定められた手続により申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	129	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じることが求められる。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。	—
H29	130	02_農業・農地	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(旧 青年就農給付金)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	—
H29	131	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにならないのではないかと。 *対流促進型国土・・・それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	—
H29	132	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くことはなっているが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	—
H29	133	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようなまちづくりを効率的に進める必要がある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	134	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案)兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	—
H29	135	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件に関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	—
H29	136	06_環境・衛生	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のイニシアティブを発揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存知される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	—
H29	137	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	—
H29	138	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	国土交通省	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ピジットジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)また、現行法の規定では、観光圏整備事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を経由して行うが、その場合において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することとなっている。そのため、申請者は関係自治体の検討が終わるのを待たなければならないが、この点において、関西では府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところであり、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができる(国の標準処理期間は3箇月)。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	139	10_運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	県境を跨いで運行されているバスにおいて、他の路線バスと重複する区間に乗降制限があり、利便性の低下を招いている。 また、今回の事例のように路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨ることになる場合は、それぞれの運輸局に対して申請(近畿運輸局には、休止路線の変更(復活)手続き、中国運輸局に対しては路線新設の手続き)を行うとともに、各対象地域の地域公共交通会議で個別に協議を行わなければならない、事務が複雑となり非効率である。 そのため、府県域を跨がるものは、連合への権限移譲を提案する。 さらに、交通政策基本計画(H27.2.13閣議決定)において「とりわけ、人口減少を背景とした地域公共交通ネットワークの再構築に当たっては、地域の自治体を中心となって、交通事業者、利用者を含む住民、地元企業やNPOなど、広範囲な関係者における協力と連携を図ることが欠かせないところであり、地域公共交通再編に係る地元協議会の実効性確保等を促進することが重要である。」とされており、当該協議会の主体が関係権限を持った上で、再編実施計画策定に向けた関係者等との実行力ある調整を行うことが効率的であるとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	140	03_医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者医療確保法第16条レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。	—
H29	141	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	【現状】 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市を通して述べるよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参画が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参画を別途要請していく。) 【支障事例】 関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県域に関する事項に意見することは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、関西広域連合としては、提案権がないこと自体が支障事例であるとする。 ※内閣府からは、協議会に連合の構成団体全ての連名で意見書を出せば足りるのではないかとの指摘があったが、個別の自治体名を出す発言が難しい案件も存在しており、関西広域連合名義である方が、提案できる内容に幅が出るとともに、関西圏の合意形成が図りやすいと考える。	—
H29	142	11_その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	【現状】 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くとされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。 なお、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会が行われなかった。 【支障事例】 現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないこと自体が支障事例であるとする。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (x)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が 県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事 件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる(施行規則2条2項)こ とを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。	-		【国土交通省】申請書等の受付窓口の徹底について(平成30年3月29 日付け事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_139">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_139</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	143	11_その他	町	川崎町	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話応対、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱われることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	144	11_その他	都道府県	岩手県、秋田県、奥州市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 同法施行令第9条  地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の 手続に係る規制緩和	○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。 ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。	承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	145	02_農業・農地	都道府県	岩手県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなり、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。平成28年8月の台風10号により、本県の農業・農地用施設については被害箇所が2,000件以上に上り、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、県、市町村等に多大な負担が発生した。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	146	11_その他	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、神戸市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法	特例認定NPO法人制度の設立年数要件の見直し	特例認定NPO法人制度において、設立後5年以内の制限をなくし、全てのNPO法人に適用されるようにする。	認定NPO法人制度や本県独自の指定NPO法人制度においては、過去2年の寄附実績が必要であるため、認定NPO法人を諦めてしまう。(参考)平成27年3月31日までは、時限措置として、設立から5年を超えるNPO法人も特例認定NPO法人になることができた。	—
H29	147	05_教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号) ・「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)	看護師養成所におけるICTを活用した看護教育の推進	看護師養成所の授業について、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」と規定され、「基礎分野」に限り、例外が認められているが、「専門基礎分野」も例外の対象とすることを求める。	看護師養成所においては、専任教員(看護師)の確保が困難な状況にある。その対策の一環として、ICTを活用した遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供したいが、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)で、基礎分野以外の授業は「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」の例外が認められておらず、遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供することができない。	—
H29	148	04_雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(人数)	精神障がい者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者を2人分の雇用とカウントする。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることになっており、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取組みが必要である。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【内閣府】</b>  (22) 地方創生推進交付金  地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。  (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。  (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。  (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p><b>6【農林水産省】</b>  (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)  補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。</p>					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	149	04_雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(就労時間)	精神障がい者の就労時間について、短時間労働の下限である週20時間を緩和する。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることとなり、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取組みが必要である。	—
H29	150	02_農業・農地	都道府県	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法	農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面接要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組みない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka-yosan.html</a>
H29	151	02_農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	—
H29	152	09_土木・建築	都道府県	徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法施行規則第4条の5の5	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IOT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来たすとともに、多大な費用を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	153	05_教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文初財第二一号昭和三十九年二月三日文部省初中局長・体育局長通達)	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	154	03_医療・福祉	中核市	金沢市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。  ※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】 (12) 道路法(昭27法180) (ii) 地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【国土交通省】 (13) 道路法(昭27 法180) (i) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。</p>	<p>点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができること等を示した。</p>	—	—	国土交通省道路局路政課
<p>6【文部科学省】 (18) 学校給食費に係る就学援助費に関する事務 学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局通知)]</p>			<p>【文部科学省】学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_153">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_153</a></p>	
<p>5【厚生労働省】 (4) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 5【厚生労働省】 (1) 介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115 条の 32 から 115 条の 34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_154</a></p>	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	155	05_教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定文化財管理費国庫補助要項	コミュニティ形成による無住社寺を中心とした安全性確保(防犯・防火・地震対策含む)、地域活性化を図るための柔軟な活用	無住社寺保護・活用のため、現行の「指定文化財管理費国庫補助金」は、補助対象が防火設備の保守点検等に限定されているが、無住社寺を中心とした地域安全計画の策定費用、警備会社による機械警備、美術工芸品及び民俗文化財の免震、耐震、小修理、小規模調査、展示設備、解説リーフレット、模造・模型製作など公開・活用に関わることなど、地方が地方の実情に応じて柔軟に活用できるよう、補助先において経費配分の自由度を高めること。	【改正の必要性】 ・既存の指定文化財管理費補助制度では、無住社寺の保護・管理及び活用に使える補助制度がないため、無住社寺の荒廃を防ぐことができない。 【支障事例】 ・既存の指定文化財管理費補助制度の対象は防火設備の保守点検、建物等の小修理・防虫・除雪、庭園や民家の環境保全など、主にハード対策、保存に偏っている。 ・本県の東部山間地域などに見られるような、いわゆる限界集落といわれる地域では、無住社寺が増加しているが、これらに防火・防犯機器を設置しても、それを支える体制が脆弱であり、例えば警報が鳴っても駆け付けることができないため、警備会社に委託するなどの対応が必要。現行ではこれに対応するような補助制度はなく、対策の遅れや被害の拡大が懸念。 (参考) 県内の無住社寺の状況 1811カ所・・・詳細は別添のとおり ・また、公開・活用の環境を整備するための補助が手薄であり、文化財を核とした地域の活性化を停滞させている。 ・このような背景から、文化財の維持管理が所有者にとって負担となり、売却するという事案も生じている。 (本県における文化財売却の実態)(過去10年間) ・額安寺(大和郡山市) 仏像ほか(H21・H25・H27) ・圓證寺(生駒市) 仏像(H26)	—
H29	156	05_教育・文化	都道府県	奈良県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 高等学校設置基準 学校施設環境改善交付金交付要綱 地震防災対策特別措置法	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改造事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	【改正の必要性】 公立学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金等の交付対象となるが、公立高等学校施設においては、一部を除き同補助金の補助対象とならず、かつ、地方債を利用した整備事業も一部を除き後年度の元利償還金の交付税措置等なく、地方財政措置が講じられていない。 就学支援金等高等学校就学に係る支援により、高等学校の進学率は97%を超える(文部科学省調査)ところ、ほぼ全ての国民に関係が生じている中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。 【支障事例】 本県における、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の耐震化調査対象ベースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建替えが必要となる。 耐震化された高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後耐震化のため10棟以上の建替えが必要な見込み。 耐震補強と同時に外壁改修や屋上防水の大規模改造を実施しているが、国庫補助金の補助対象外であり、臨時高等学校改築等事業債を充当し実施しているが、起債償還時の地方財政措置は講じられていない(耐震補強は、地域防災計画に避難所として位置づけられる学校は緊急防災・減災対策事業債を充当し実施)ため、財政負担が大きく、耐震化の進捗も遅れる結果となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H29	157	06_環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、要領	水道管路緊急改善事業の拡充 「補助対象管種に劣化して耐震性がない小口径鋼管を追加」 (参考) 補助対象は現在使用中の管種を限定したもの	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が腐食し易く、経年劣化により耐震性が無くなっているため、耐震性のある管種に交換する際は補助対象に加えたい。	・現在布設している800mm未満の小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であるため腐食し易く、漏水事故が頻発するとともに経年劣化に伴い耐震性は実態として無い状態になっている。 ・旧種のダクタイル鋳鉄管を使用している場合は、制度上耐震性が無いものとして、更新する際は補助対象になっているが、このダクタイル鋳鉄管より本県で布設している補助対象外の小口径鋼管の方が漏水等の事故率が高い。 ・本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場が高地に位置することから、この位置エネルギーを有効に使うために送水管路の水圧が高圧になる。このため、高圧に対応出来る補助対象外の鋼管の使用割合が高く、この管路の耐震化整備を行う際に現行交付金制度を活用できない。 (鋼管使用比率:本県58%、全国平均8%)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	158	11_その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込まれにくい。一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考え。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	159	05_教育・文化	都道府県	奈良県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに对应していくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考え。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	160	02_農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法令の改正	「森林環境税(仮称)」を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向けた制度設計について	「森林環境税(仮称)」を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向けた制度設計にあたっては、都道府県が地域の課題に応じて実施できる制度とすること。	森林整備を効果的なものとするためには、森林の有する機能や地域の実情を踏まえた森林管理制度とそれを実施する体制が必要である。現在、林野庁が「森林環境税(仮称)」の使途として具体策(案)で示している市町村主体の森林整備を本県で実施した場合、十分な数の専門職員が配置できない等、森林管理制度と実施体制の不備により、効果的な森林整備が行われない恐れがある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【総務省】 (13) 地方独立行政法人法(平15法118) 地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
6【総務省(1)】【文部科学省(1)】 学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	161	03.医療・福祉	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	<p>1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。</p> <p>放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。</p> <p>このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。</p> <p>2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。</p> <p>また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることかきず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。</p> <p>3. 人員配置基準 人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらを比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。</p> <p>4. 潜在的待機児童の問題 昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにもかかわらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。</p> <p>女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。</p> <p>少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。</p> <p>5. まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。</p> <p>また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異なる。</p> <p>保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。</p> <p>放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し)を行うべきである。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】  (3)児童福祉法(昭22法164)  (iii)放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt;  6【厚生労働省】  (3)児童福祉法(昭22 法164)  (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。  なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号)  【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_161">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_161</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	162	10_運輸・交通	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場 合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	163	03_医療・福祉	都道府県	山形県、青森県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第七条	感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるように制度や取扱いを見直していただきたい。	全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならぬ。病院から100km以上離れた地域の患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等にかかる本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	164	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1-(2)-ウ	災害救助法における情報提供手段の適用拡大	大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が爆発的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流布する等、被災者に混乱が生じた。そのような中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。 【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条)が定められ、災害救助事務取扱要領により、応急救助に当たっての留意事項として、情報提供について、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮することとされている。(第6-1-(2)-ウ) 【支障事例】 現在の制度では、コールセンターの設置は災害救助法の適用外となっており、正確な情報を必要とする被災者へ提供することに苦慮した。また、職員が電話対応に追われ、他の優先すべき災害業務に直ちに従事することができなかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>
H29	165	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1)-イ-(エ)	災害救助法における避難所設置要件の適用拡大	大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設営だけでなく、車中泊も含めていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。 【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置について「既存の建物が得られないときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設営して実施することもやむを得ない」とされている。(第4-1-(1)-イ-(エ)) 【支障事例】 現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損する等グラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。</p>	—		<p>【警察庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年3月7日付け事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_162">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_162</a>	
<p>6【厚生労働省】 (11)医療法(昭23法205) (i)結核患者については、同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則10条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p>【厚生労働省】「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成30年3月1日付け健感発0301第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_163">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_163</a>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	166	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法における現物給付の原則	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	<p>【提案の経緯】</p> <p>平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。</p> <p>生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したこと、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配送については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配送先の変更等配送トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。</p> <p>【現在の制度】</p> <p>災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。</p> <p>また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に関しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	167	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法 第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等)	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	<p>【現行制度】</p> <p>大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。</p> <p>本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。</p> <p>また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考え。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	168	11_その他	都道府県	埼玉県	財務省	A 権限移譲	会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与	指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。	<p>【現行制度】</p> <p>国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。</p> <p>一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。</p> <p>また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示達額確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。</p> <p>例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府】 (2)災害救助法(昭22法118) 借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。	—	借上型応急仮設住宅の供与について、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を関係団体等に周知した。	【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料4-1(令和元年5月14日災害救助法等担当者全国会議)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_166</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
6【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭43法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—		【環境省】大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について(平成30年3月15日付け環水大大発第1803151号-1)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_167">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_167</a>	
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	169	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	土地区画整理法第55条第2項、第3項	市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。 また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会にて審議することとする。	【現行制度】 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会にて審議することとされている。 なお、都道府県施行の事業計画に対する意見書についても、都道府県都市計画審議会に付議し、同審議会にて審議することとされている。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会にて県が説明するに当たって、事前に市町村への聞き取りをする必要があり、2週間程度要している。 また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員数26名:平成29年6月現在)、学識委員及び県議会議員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配に3か月程度の準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があることが挙げられる。こうしたことから、意見書が提出されてからの審議や事業計画の決定に時間を要している。 さらに、審議会において県は施行者の意見を代弁する形となっており、施行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	170	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱	浄化槽市町村整備型の交付要件の弾力化	合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型の交付要件(循環型社会形成推進交付金)について、戸数要件を見直すこと。	【現行制度】 本県では、河川の水質改善のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しており、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標としている。 浄化槽市町村整備型は、交付金の交付要件が実施要綱で定められており、①事業が3年以上継続した場合、②累積50戸以上整備した場合、③過疎地域自立促進特別措置法等に定める地域のいずれかの条件を満たす場合にあっては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上としている。本県の東秩父村は上記3つの条件いずれにも該当していることから、交付を受けるためには事業年度内に10戸以上の整備が必要である。 なお、例外規定として、事業が7年以上継続した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合や、累積100戸以上整備した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合には、10戸以上整備ができなかった場合でも交付を受けることができる。 【支障事例】 本県の東秩父村における平成28年度の整備戸数は6戸で、10戸の戸数要件を満たすことができず国の交付を受けることができなかった。全国一律の基準では、人口規模の小さい町村部には達成が困難である。 また、東秩父村は県の計画と同様に平成37年度までに人口普及率100%を目指しており、例外規定について生活排水処理基本計画の終盤にならない限りは達成できるものではない。	—
H29	171	10_運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法 第3条、第4条、第5条、第24条	全国旅行業登録業者の情報一括公開	旅行業法に基づき、観光庁や都道府県が登録している旅行業者の登録情報を、一括して観光庁のホームページ等で公開すること。	【現行制度】 旅行業法第3条・第4条・第5条・第24条に基づき、旅行業者の登録情報は各登録先で管理している(第1種は観光庁、第2種・3種・地域限定・旅行業代理業者は本社が所在する都道府県)。 また、平成26年7月25日付観観産第308号「登録旅行業者の登録情報の公開について」に基づき、観光庁や都道府県は各ホームページ(以下、HP)等で登録旅行業者の登録情報を公開している。 【支障事例】 住民が旅行商品購入前後に業者の信頼度を知るために登録状況を確認したい場合や、民間事業者等が旅行業務に係る取引を検討する際に信用情報として相手方となる事業者の登録状況を確認したい場合に、登録先ごとにHPで掲載している情報リストを見なければならぬ。 旅行業者の本社所在地が不明な場合、HPを1つずつあたる必要があり、手間がかかる。 また、そのような住民や民間事業者等から都道府県に問い合わせがあった場合に、都道府県側も他自治体の登録状況を一括して見られないため、迅速な回答が難しい。 【制度改正の必要性】 住民が信用情報を確認するのは、旅行商品購入に関するトラブル発生時が多い(例:代金振込後に航空券が届かない)。 その状況下で、相手方業者本社の所在地が分からず、かつ、別々に掲載されている登録情報を1つずつ確認することは、トラブル解決にさらなる時間を要することに繋がる。 観光庁と都道府県が公開する登録情報(登録番号、業者名、登録年月日等)を一本化し、定期的に更新することで、住民等が情報検索にかかる手間が軽減され、トラブルの迅速な解決に資する。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	172	04_雇用・労働	都道府県	埼玉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱第9 2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成29年2月9日内閣府) 地方創生推進交付金等の採択事業の事業着手について(内閣府) 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【支障事例】 平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速化交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることとなる。 【制度改正の必要性】 「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置づけられている。 プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	173	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかず整備された住宅(以下「その他住宅」という)について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。 なお、民間住宅については買取りや借上げにより公営住宅にすることができるのに対して、自己保有のその他住宅については公営住宅に転用できないとする合理的理由はないと考える。	【現行制度】 公営住宅とは、公営住宅法により「国の補助に係るもの」と定義されており、国の補助を受けて自治体が建設したもの又は民間住宅を買取り若しくは借上げたものの3種類に区分される。 【本県の状況】 地域の住環境等の変化により、本県が独自に整備し、公営住宅より所得のやや高い者に供給している住宅の需要が低下している。その一方で、公営住宅に対する需要は依然として高く、その他住宅を低額所得者向けの住宅に転用することが望ましい状況が生じている。 【支障事例】 その他住宅を独自に低額所得者向け住宅とし、国土交通省の補助要綱の活用や、地方公共団体の条例等の整備によって公営住宅に準じた運用を行うことは可能ではあるが、公営住宅ではないため、公営住宅法を根拠とした運用ができない。 例えば、公営住宅法に基づく管理代行を行うことができないため、その他住宅については、引き続き指定管理者制度を用いることとなる。また、収入調査など現在の条例に規定のない事項について新たに条例に定める必要がある。 このように地方公共団体が条例等を工夫することにより対応する余地はあるものの、無用な混乱が生じ、また、事務作業量が膨大で運用上の負担が大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	174	03_医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第4条、第5条、同実施要領 3(4)	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、 ①具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。 ②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載したうえで、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。 ③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。	地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。 また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めたり、申請時に入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、円滑な事務執行上過度な負担や公平な入札業務の支障となっている。 さらに、他県の事業例について内閣府からの情報提供がほとんどなく、少子化社会対策大綱の重点課題や当該交付金の目的である先進事例の全国展開の推進にも支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	175	03_医療・福祉	都道府県	山口県、中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。 特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分に対応する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【内閣府】</b>  (22) 地方創生推進交付金  地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。  (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。  (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。  (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p><b>6【国土交通省】</b>  (1) 地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193)  (i) 地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかず設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。  (ii) 独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平3法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p><b>【国土交通省】</b>「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)」の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)  <b>【国土交通省】</b>地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_173">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_173</a>	
<p><b>6【内閣府】</b>  (21) 地域少子化対策重点推進交付金  地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に周知する。</p>					
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (4) 介護保険法(平9法123)  指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (1) 介護保険法(平9法123)  指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)  <b>【厚生労働省】</b>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文  <b>【厚生労働省】</b>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_175">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_175</a>	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	176	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、岩手県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項(支給認定等)、障害者総合支援法施行規則第35条第3項(市町村を経由)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	(支障事例発生の経緯) これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、県に進達している。今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 (具体的支障内容) ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を県が行うことになる。 従前から全県一律の手続として、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに市町村によって手続(と住民サービス)が異なることになる特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	—
H29	177	01_土地利用(農地除く)	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定の廃止	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定を廃止する。	【現行制度】 国土利用計画法に基づく土地利用審査会は、各種区域の指定についての審議や、土地取引の届出等に対する勧告についての意見聴取を行うものである。具体には、審査会は、県が行う規制区域の指定を決定する権限を有しており、現在、その委員の任命に際しては議会の同意が必要とされている。 【制度改正の必要性】 昭和49年の制度創設以来、全都道府県で規制区域の指定実績はなく、昭和60年代からの急激な地価高騰時においても、県内一部地域を監視区域として指定した実績のみとなっている。また、本県が設置する全ての審議会のうち、委員の任命に議会の同意を要することとしているのは、当該審査会及び公害審査会のみとなっている。こうした実情を踏まえ、規制区域の指定を前提とした審査会委員の議会同意規定を見直す必要がある。 【支障事例】 委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が生じているほか、委員の任期途中で欠員が生じた場合、迅速な任命が困難なため、審査会の業務遂行に支障をきたすおそれもある。	—
H29	178	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(子どもの生活・学習支援事業) ・母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 ・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業) ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 ・平成28年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」問1、2	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度について、両制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	地方で生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少なく参加者の安定確保が困難な場合があり、制度ごとに事業を立ち上げることは非効率である。また、学習支援の対象の子どもを家庭の状況で限定する場合、貧困等のレッテル貼りになることが危惧される。そのため、本県では市町村を主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を検討しているところ。しかし、現行では、ひとり親家庭等への学習支援部分と、生活困窮家庭等への学習支援の部分とに国庫補助の制度が分かれており、それぞれの補助制度で実施主体が異なる(ひとり親家庭等の場合は市町村が実施主体、生活困窮家庭の場合は町村の部分については県が実施主体となる)ため、対象者を限定しない学習支援の一体的な実施をするときに、県と町村の間で契約内容の擦り合わせ等を行わなければならない。また、事業の実施方法や申請が異なっていることに加え、対象となる子どもの数を按分して適用しなければならぬため、事務処理が煩雑である。特に町村部ではひとり親家庭と生活困窮家庭とで、補助金の実施主体が異なり、町村の意志がダイレクトに反映されにくい面がある。 【ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)】 実施主体:市町村 補助内容:国1/2、県1/4、市町村1/4(市町村へは間接補助) ※市町村は県へ申請し、県は国へ申請 対象:ひとり親家庭の子ども(必要に応じて養育者家庭の子ども) 【生活困窮者自立相談支援制度事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)】 実施主体:県、市(福祉事務所設置地方公共団体) 補助内容:国1/2、県1/2(町村区域は県が直接実施)、国1/2、市1/2(市は直接実施) ※県で市分をとりまとめて国へ申請 対象:生活困窮世帯の子ども(生活保護受給世帯を含む)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【厚生労働省】 (23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)及び生活困窮者自立支援法(平25法105)</p> <p>生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法6条1項4号。以下この事項において同じ。)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事務の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年中に周知する。</p>	-	生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う「子どもの学習支援事業」とひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を一体的に実施している事例の把握を行い、具体的な取組内容や事業の実施にあたり工夫している内容等の参考情報を事例集としてまとめ、地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について <a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_178">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_178</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	179	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 農業振興地域制度に関するガイドライン第13の1の(2)	農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、当該事業に係る計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、土地改良事業等から除外されるよう農業振興地域制度に関するガイドラインを修正する。	農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するもの」とされており、土地改良事業等に該当するものとされている。 よって、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しないと農用地区域から除外して転用事業ができないこととなるが、当該事業は、地域の農業振興を図ることを目的に農業用排水施設の長寿命化を図る機能保全計画を策定し、断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に事業が継続して行われ、8年以上の長期にわたり、農用地区域から除外することができない場合がある。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、雇用の創出や経済的な効果が見込まれる企業誘致など地域の新たな土地利用に支障が生じている。	—
H29	180	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農業用排水施設の新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更に係る受益地においては、農振法第13条第2項第5号及び農振法施行令第9条の規定により、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しない限り、農用地区域から除外して転用事業を実施することができない。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、土地改良事業等の実施前に既に立地していた店舗、工場等が、隣接する農地に施設の拡張を行いたいと考えても、土地改良事業等の実施により、拡張することができず、企業の事業拡張に支障が生じている。	—
H29	181	09_土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第28条	二級建築士試験及び木造建築士試験の事務手続きの簡素化	二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付けを廃止する。	○ 二級建築士試験及び木造建築士試験は都道府県知事が行うことと規定されているが、実際の事務は、全都道府県が都道府県指定試験機関である、「公益財団法人 建築技術教育普及センター」に委託している。 ※ 他に委任できるような機関はなく、事実上独占状態となっている。 ○ 試験問題については、全都道府県が同じ指定試験機関(公益財団法人 建築技術教育普及センター)に委託していることから、全国同じものとなっており、試験の合格基準についても、実態として全国一律となっている。 ○ 都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準案を建築士審査会に諮ることとしている。 ○ しかし、全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。 ※ 建築士試験については、審査会に年に2回諮っており(学科試験、製図試験)、その際の参集依頼や報酬の支払い等により事務が煩雑となっている。 ※ 審議自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html</a>
H29	182	03_医療・福祉	都道府県	長野県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	【提案の背景】 長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。 現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 【提案事項】 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【文部科学省】【厚生労働省】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していきけるよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【文部科学省(8)】【厚生労働省(29)】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していきけるよう、介護福祉士修学資金貸付等の活用の促進について、全国会議を通じ、都道府県に周知する。 [措置済み(令和元年9月18日介護人材確保地域戦略会議)]	介護福祉士修学資金貸付等の活用の促進について周知	【厚生労働省】介護人材確保地域戦略会議(令和元年9月18日)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunkensuishin/teianbosyu/2017/h29hu_suchi.html#h29_182">https://www.cao.go.jp/hunkensuishin/teianbosyu/2017/h29hu_suchi.html#h29_182</a>	文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	183	05.教育・文化	都道府県	鳥取県、山口県、徳島県	内閣官房、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に依り首長部局でも所管できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツに関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。</li> <li>道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。</li> <li>文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例)・テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ)</li> <li>文化財を核としたまちづくりの推進</li> <li>伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など</li> <li>鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	184	06.環境・衛生	都道府県	福島県、栃木県、群馬県、新潟県	環境省	B 地方に対する規制緩和	国立公園等整備事業実施要領(施行委任) 自然環境整備交付金事業交付要綱	国立公園等整備事業(施行委任)及び自然環境整備交付金制度の運用改善	都道府県が実施する国立公園内の施行委任等において、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう、国庫債務負担行為の設定や事業の事前着工を認めるなどの運用の改善を求める。	<p>【現状】 本県では、国立公園等整備事業の施行委任と自然環境整備交付金事業の活用により、尾瀬国立公園内の施設整備等を実施している。</p> <p>【支障事例】 豪雪地域の山岳地帯である尾瀬国立公園の公園施設建築工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注せざるを得ないため、毎年度入札公告等契約事務を実施する必要があり、契約事務が複雑化している。 また、毎年度の契約事務により、受注業者の作業期間が契約事務がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H29	185	03.医療・福祉	一般市	半田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。 本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。 長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	186	03.医療・福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第3条及び第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の3及び4	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金給付を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。</li> <li>定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。</li> <li>児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。</li> <li>年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多く寄せられている。</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。</p>					
-	-	-	-	-	-
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認められた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (20)児童扶養手当法(昭36法238) (i)児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【厚生労働省】 (21)児童扶養手当法(昭36法238) (i)児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、以下のとおりとする。 ・年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を、年金受給権者に対し周知するための資料を作成し、日本年金機構及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡等)] ・児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に返還を請求することができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)]</p>	<p>・年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を周知するためのチラシを年金事務所及び自治体の窓口を設置した。 ・日本年金機構等とマイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となった。</p>	<p>【厚生労働省】児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続の説明について(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関するチラシの設置(平成31年2月22日事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-suchi.html#h29_186">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-suchi.html#h29_186</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省年金局事業管理課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	187	03_医療・福祉	一般市	奥州市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリー・サポート・センター事業における援助会員を「家庭生活支援員」としてみなすことを可能とする等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする「子育て支援」を行う事業である。「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の主な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等にて行うことなどが実施要綱において定められている。 これに関し、次のような支障事例がある。 <支障事例> 現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計27時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。 また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の居宅等にて行うこととなっているが、現状では、遠方の家庭生活支援員宅まで依頼者が子どもを連れて行かなければならない状況にある。「家庭生活支援員」の居宅での預かりに抵抗があるという依頼者側の声もあり、利用を断念する要因になっている。 本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下、ファミサポ)を活発に活用しており、援助会員も多く登録されているところ。 ファミサポ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は酷似しており、ファミサポの援助会員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。 また、「家庭生活支援員」の居宅でなくとも、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。 以上のような状況であるため、制度改正をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	188	11_その他	町	矢巾町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	<地方創生推進交付金> ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	交付決定前の事業着手は原則として認められていない(公益上真にやむを得ない場合に限られ、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議を要する)。このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業着手となる。 また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	189	11_その他	町	洋野町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、第7条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善	<地域再生計画> ○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。 <地方創生推進交付金> ○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。 <制度全体> ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短期間で処理する必要が生じた。  地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	190	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年被後見人(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。成年後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (22) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)  ひとり親家庭等日常生活支援事業(17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。)については、以下のとおりとする。  ・子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平24法65)59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に選定することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。  ・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>					
<p><b>6【内閣府】</b>  (22) 地方創生推進交付金  地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。  (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。  (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。  (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p><b>6【内閣府】</b>  (22) 地方創生推進交付金  地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。  (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。  (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。  (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p><b>6【法務省(1)】【厚生労働省(15)】</b>  生活保護法(昭25法144)  保護の実施機関が行う職権による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫の場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する。  あわせて、要保護者の発見・連絡に関し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年被後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に係る機関に情報提供する。</p>	—		<p><b>【法務省】【厚生労働省】</b>「生活保護問答集について」の一部改正について(平成30年3月30日事務連絡)  <b>【法務省】【厚生労働省】</b>「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」の一部改正について(通知)(平成30年3月30日付け社援保発0330第8号)  <b>【厚生労働省】</b>障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_190">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_190</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	191	02_農業・農地	指定都市	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結までに1箇月程度要している。 このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	192	11_その他	指定都市	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第242条	住民監査請求の不適法却下要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法となるとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)。この事案において、総代が置かれずまま請求がなされ、陳述の機会の付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	193	11_その他	指定都市	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参酌して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	194	11_その他	指定都市	京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派・58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があり、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期限が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として粗雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されるどころ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【農林水産省】</b>  (6) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)  特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>	—		<p><b>【農林水産省】</b>法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2590号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_191">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_191</a>	
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【総務省】</b>  (2) 地方自治法(昭22法67)  (i) 住民監査請求に係る職員措置請求書(施行規則13条)については、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。</p>	—		<p><b>【総務省】</b>地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(平成30年3月29日付け総行行第72号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_192</a>	
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	195	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条～第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員で構成することとされている。広島市では、委嘱している20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を2か月に1度開催している。この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。実際、平成27年度に、代替委員の都合がつかず審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れで審査会を開催することとなった。(厚生労働省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内に通知することとされているが、当初通知を予定していた日から14日間遅れ、請求受理から42日後の通知となってしまった。また、平成28年度には、1名しかいない法律委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとするなど、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	196	03.医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受けられれば、喀痰吸引等を実施することが可能となる。しかし、認定を受けるには計50時間以上の基本研修や10回以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力利用者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	197	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	198	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護サービス施設・事業所調査	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	199	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにすることを求める。	広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町を含む近隣の23市町と広島広域都市圏を構成し、国の「連携中枢都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかす様々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備したいと考えている。しかしながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」という。)及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」という。)において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。こうした中、当面の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特養には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特養は、利用定員数に対して割高な用地費や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返し募集を行っても事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員数を振り替えようとしても、都道府県計画及び市町村計画の変更には審議会への諮問やパブリックコメントの実施等で数か月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市域内で必要定員総数の確保ができない状況となっている(別添のとおり)。このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにしていただきたい。なお、都道府県計画と市町村計画及び実態に差が生じることについては、特養全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行うこととしていることから、計画の趣旨を損ねるものではないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (13)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【厚生労働省】 (15)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、予備委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>精神医療審査会に係る予備委員の確保等に関する取組事例を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_195">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_195</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (iii)喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【厚生労働省】 (25)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ii)喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>喀痰吸引等研修の基本研修について、研修実施主体の事業所以外の場所への講師派遣等が可能である旨を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】喀痰吸引等業務に関するQ&amp;Aについて(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_196</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室</p>
<p>5【厚生労働省】 (3)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>		<p>【厚生労働省】指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について(平成30年2月8日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) 【厚生労働省】登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査について(令和2年2月13日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、内閣府地方分権改革推進室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_197">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_197</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (30)統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。 [措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)]</p>	<p>—</p>		<p>【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_198">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_198</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	200	03_医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知) 統計法第2条第7項、第19条、第20条	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてもらいたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	201	09_土木・建築	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第33条第1項	道路占用許可に係る基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	道路空間を活用したまちのにぎわいづくりが各地で進められているが、道路の占用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合にのみ行うことができるとされている。しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占用を認めても機能上支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含めると幅員が100mに及ぶ道路(平和大通り)があり、この道路の緑地帯等の占用を許可しても交通に支障は生じないが、前記の基準があるため道路占用を許可することはできない。都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等で前記の基準は緩和されるが、道路管理者が一定の区域で占用を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合には、都市再生整備計画の作成等は必要ないものとする。そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、許可基準の弾力化を求める。なお、都市再生特別措置法の特例措置を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に適切な基幹事業などを盛り込むことが困難であり、同計画における目標や評価指標の設定が課題となると想定される。また、まちのにぎわい創出を図る提案事業については、その事業内容を詳細に決定した上で、公安委員会などの同意を得るための社会実験等が求められるなど、事業者(占有者)の負担が大きくなることも想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	202	10_運輸・交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第21条 「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付 国自旅第140号 自動車交通局長通達)	道路運送法21条に基づく実証実験の1年要件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第21条第2号に基づき、「一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うもの」として、平成18年9月15日付け通達「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」により、実証実験等に限定して原則として1年以下の期限を付して許可されているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期限を3年以下に緩和することを求めるもの。	【制度改正の経緯】 コミュニティバス(区バス、住民バス)の社会実験については、利用者等の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行いながら、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断している。 また、利用啓発や利用者の定着には長期間を要し、持続可能なバス路線として社会実験の効果を確認するためには1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。 【支障事例】 現状では、第21条の一時的な需要への対応として1年間の許可をいただき、その後は、第4条に切り替え社会実験での運行を継続しているが、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21条から第4条への切り替えが年度途中で、年度末までの残期間予算は確保されていたが、次年度予算が確保されていない(継続的な運行の担保がない)として第4条の許可が得られず、社会実験としてのバス運行が休止となり、住民に不便を与える支障事例があった。 【制度改正の必要性】 第4条による運行の切り替えがスムーズにできた場合であっても、第21条による運行とは異なり、運行本数の変更や運行経路の変更に伴う手続きが多く、即応的に変更を行うことができないため、効率的な社会実験の妨げになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	203	10_運輸・交通	指定都市	新潟市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第9条第4項 道路運送法施行規則第9条第2項 道路運送法第15条第1項 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付 国自旅第161号 自動車局長通達)	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しようとするときに、地域公共交通会議での協議を調え運輸局へ届けるが、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにすることを求めるもの。	【制度改正の経緯】 当市が主催する地域公共交通会議では、いわゆる協議路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係者間で協議、合意をした案件に同意し、その後運行事業者が運輸局へ許可申請や変更申請等を出している。しかし、短区間の経路変更や道路工事等に従う一定期間の経路変更(迂回)、過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等、地域の関係者間で合意されている範囲内での速やかな変更等が望まれる案件についても、運輸局への申請前に地域公共交通会議での同意が必要とされることがある。また、これらについては、法令上に同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、運輸局により地域公共交通会議での同意が必要な事項かをその都度、確認し、会議等の開催を行っている。 【支障事例】 当市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通部会等の合意を経て、地域公共交通会議で同意を得ていることから、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要とされる。そのため、許可までに約3ヶ月有し、一定期間の経路変更が必要となる水道工事などの工事工程に支障をきたす事例や、地域のイベント時に子どもや高齢者の運賃を割引く提案を受けたが、申請までの期間が足りずに断念する事例があった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【厚生労働省】</b> (40) 全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; <b>5【厚生労働省】</b> (57) 全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 [措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))]</p>	<p>令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_200">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_200</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p><b>6【国土交通省】</b> (12) 道路法(昭27法180) (i) 道路の占用の許可(32条1項)については、同許可に係る無余地性の基準(33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること及び都市再生特別措置法(平14法22)に基づく道路の占用の許可基準の特例を受けるに当たり、公共公益施設の整備に関する事業等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であることについて、平成29年度中に、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知する。</p>	<p>—</p>		<p>【国土交通省】道路の占用に係る無余地性の基準等の取扱いについて(平成30年3月26日付け国土交通省都市局まちづくり推進課企画専門官・道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_201">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_201</a></p>	
<p><b>6【国土交通省】</b> (8) 道路運送法(昭26法183) (vi) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通算3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。</p>	<p>—</p>		<p>【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自旅第318号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_202">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_202</a></p>	
<p><b>6【国土交通省】</b> (8) 道路運送法(昭26法183) (i) 地域公共交通会議(施行規則9条の2。運賃等の合意(9条4項)等)に係る協議を行う協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条。施行規則9条の3第1項2号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下この事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (iii) 地域公共交通会議等の協議事項については、一度地域公共交通会議等において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 また、地域公共交通会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと、協議が不要な報告事項にすること等により手続の簡素化が可能であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。あわせて、軽微な変更の例についても周知する。</p>	<p>—</p>		<p>【国土交通省】「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_203">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_203</a></p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	204	11_その他	指定都市	新潟市	総務省	B 地方に対する規制緩和	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	205	05_教育・文化	施行時特例市	長岡市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(6)、(22)、(23)、平成29年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施助第40号)	学校給食施設整備に係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する整備に対しても補助対象とすることを求める。	現在、多くの給食室について老朽化が進んでおり、衛生面や調理員の安全面から給食室のドライ化などの改修が求められているが、現制度の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新增築や改築のみが補助対象であり改修工事については補助を受けられないことから、施設の改修が進んでいない。 (なお、学校施設環境改善交付金の「大規模改造(老朽)」に対する補助金は、改修も補助対象となるが、校舎の外部及び内部の両方を全面的に改造する工事であること、また、給食室が校舎と同一棟であることを満たさなければ補助対象にならない。また、補助対象事業費の上限は2億円であるが、校舎の大規模改造工事の事業費は通常2億円を大幅に上回るため、実際に活用することが難しい。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>
H29	206	03_医療・福祉	一般市	栃木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱	子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとされている。 しかしながら、栃木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、栃木市内で本事業を実施できておらず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施せざるを得ない状況にある。 近年、育児疲れや精神的障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。 しかしながら、栃木市では、見知らぬ市外の不慣れな施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間で数件の利用に留まっている。 栃木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務者も確保している。 介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすることにより、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防などにも有効に活用することができるため、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化することを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>
H29	207	03_医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号。)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとされている。 このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り兼務が認められている。 事業所が「訪問介護事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここでいう第一号訪問事業は、予防訪問介護相当のサービスのみを指し、訪問型サービスAは含まれない。 【支障事例】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では慢性的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を進める上で支障となっている。 訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務不可要件が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなり手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。  本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子育て短期支援事業(子ども・子育て支援法59条6号及び児童福祉法6条の3第3項)については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iii)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービスA)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	-		【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_207">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_207</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	208	03_医療・福祉	一般市	高岡市	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。</li> <li>・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。</li> </ul> <p>&lt;支障事例(総論)&gt;</p> <p>幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまう児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。</p> <p>&lt;支障事例(その他)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。</li> <li>○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。</li> <li>○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	209	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・道路法第47条の7(道路の立体的区域の決定等) ・都市計画法第12条の11(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画) ・建築基準法第44条(道路内の建築制限)	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅前街づくりにおいて、都市計画マスタープランに定める「駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上」のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかる地権者には小売店を経営する者も多く、生活再建の場として求める代替地は駅直近を希望する者が多いなか、駅前広場は市街地が既成しており、代替地の取得が困難で事業進捗に支障をきたしている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用して、商業テナントと住居が共存するビルを建設する案を検討している。区としては、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	210	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第12項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。	高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障を来す事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のため、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html</a>
H29	211	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)別表第2	施設型給付対象施設における重度障害児の受け入れに対する公定価格の加算設定	施設型給付対象施設において障害児を受け入れるに当たり、現行の公定価格では障害児加算がなく、施設の種別で財政支援が異なり、特に障害が重要な場合などでは、受入れに伴う特別需要を賄うには十分とはいえず、受入施設の拡大が難しいことから、施設型給付対象施設における重度障害児受入れに対する適切な水準の公定価格の加算設定を求める。	施設型給付対象施設において障害児を受け入れるに当たり、現行の公定価格では障害児加算がなく、施設の種別で財政支援が異なり、特に障害が重度な場合などでは、受入れに伴う特別需要を賄うには十分とはいえず、受入施設の拡大が難しい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課
6【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度については、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度については、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進を図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする。 [措置済み(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号))]	—	【国土交通省】【官報】都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)(平成30年4月25日公布、7月15日施行)	—	—
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害種別にかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))]	—	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_210">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_210</a>	—
—	—	—	—	—	—